

秋田県告示第118号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和6年3月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
令和6年3月11日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
林工務店株式会社
仙北郡美郷町六郷字本道町65番地1
代表清算人 林 康彦
秋田県知事許可（特－3）第10906号
- 3 処分の内容
建築工事業、大工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
令和6年3月5日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。